

令和4年7月

## 豊橋市消防本部からのお知らせ

### ガソリンを容器（携行缶等）へ詰替え販売する際の対応について

令和元年7月に京都市で発生したガソリンに起因する爆発火災を受け、令和2年2月1日からガソリンの容器への詰替え販売時には、以下の確認事項が義務化されました。

また、昨年12月17日に大阪市北区において、多数の死傷者を伴うビル火災が発生したことから、ガソリン販売については、当確認事項に加え、令和4年7月11日付けでガソリンを購入しようとする者に不審な点を感じた場合の警察への通報要領（別紙）が追加されましたので、適正な運用の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

- 1 購入者に対する本人確認 ※1 ※2**
- 2 ガソリンの使用目的の確認**
- 3 販売記録の作成**

※1 本人確認の書類例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート

※2 本人確認の書類の提示は、以下に記すところは省略できます

- ・ガソリンスタンドの会員証等で本人が行われている顧客の場合
- ・継続的な取引があるなど、顧客の氏名や住所を把握している場合

【問合せ先】 豊橋市消防本部予防課規制グループ 電話：0532（51）3121

ガソリンを購入しようとする者の言動に不審な点を感じた場合の  
110番通報要領

110番に通報し、応答した職員に、落ち着いて以下の内容を伝えてください。

(1) 発生事案

ガソリン販売において不審な言動をとる客（不審者）がいたことを伝えてください。

(2) 発生時刻

通報の〇分前等（〇月〇日 〇時〇分頃）

(3) 発生場所

販売店舗の住所、名称を正確に伝えてください。

(4) 目撃内容（不審に感じた点）

通報に至った不審者の言動について、極力詳細に説明してください。

例：①氏名、住所等の確認拒否

②使用目的の回答拒否、又は不明確

③勝手に自分で携行缶に給油しようとした

④その他挙動不審行動 等

(5) 不審者の情報

①人物像（性別、年齢、服装、背格好、人数）

②不審者の販売記録（過去のものを含む。）の情報（氏名、住所等）

③車両等（車種、色、ナンバー、立ち去った方向）

(6) 通報者の情報

通報者の氏名、住所、連絡先等